

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等 に関する説明会

議 事 次 第

平成23年10月25日（火）
15：00～17：00
旧庁舎6階第2講堂

1. 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針について
2. 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針への具体的対応について
 - ・ 国立大学法人動物実験施設協議会
 - ・ 公私立大学実験動物施設協議会
3. 質疑応答
4. その他

【配付資料】

資料1： 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針について

資料2： 基本指針への具体的対応と参考資料

資料3： 公私動協の取り組みと機関における対応例

参考資料1： 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

参考資料2： 実験動物の飼養及び保管に関する基準（平成18年環境省告示第88号）

参考資料3： 動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）

参考資料4： 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示71号）

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針について

平成23年10月25日

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等に関する説明会

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1

背景①

- 国公立大学や独立行政法人等においては、動物実験等が実施され、その結果に基づく研究成果が創出されてきた。
- 各大学等においては昭和62年 文部省学術国際局長通知等に基づき、動物実験委員会を設けるなどにより、動物実験が適正に実施されるよう努めてきた。
- 平成17年日本学術会議「動物実験に対する社会的理解を促進するために」においては、
 - ①国内で統一された動物実験ガイドラインの制定、
 - ②自主管理体制に対する第三者的立場からの評価の仕組みの実現が提言されている。
- 「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)は、平成17年に改正され、第四十一条に動物実験について「3R※」の記載がなされた。

